

平成20年度公債費負担適正化計画

(計画期間 平成20年度 ~ 平成26年度)

市町村名：智頭町

1 行財政運営について

(1) 行財政運営の課題と取り組み等

- ・公債費の単年度ピークは平成19年度で、普通会計決算総額の19.0%を占めている。平成20年度においても予算総額の18.3%を占めており、今後も高率で推移する見込みである。このため、一層の公債費抑制に取り組む。
- ・国民健康保険事業、老人保健事業、介護保険事業各会計への繰出金について増加傾向にあり、予防事業の実施等医療費抑制対策を実施する。
- ・下水道事業に対する繰出金については起債償還の増加に伴い増加する見込みであり、接続率の向上等収入確保対策を強化するとともに、経営健全化計画の実行により繰出金の抑制を図る。
- ・病院事業における起債償還の増加に伴い繰出金が増加している。また、医師不足の影響による収入の低迷による資金不足を補うため短期貸付を行っている。このため、医師確保等経営健全化対策に取り組む。
- ・行財政改革の推進により、経常収支比率は83.8%と前年度比4.1%減少したが、公債費の大幅な減少が見込めず、繰出金も増加傾向にあり、地方税及び地方交付税等の自主財源の収入増も見込めない状況であるため、今後も行財政改革を継続して推進する。

(2) 財政健全化の課題と対策等

- ・公債費は平成19年度をピークに今後減少傾向にあるものの、財政に占める割合は高率で推移する見込みであり、繰出金も増加傾向にあるため、今後も厳しい財政運営が予想される。
- ・当面新規事業の抑制に努めるとともに、今後も行財政改革を推進することにより財政健全化を図る。
- ・当面の大規模事業については、地域情報化事業、小学校統合事業、中学校改築事業、保育園統合事業が予想されるが、基金取崩しや過疎債等有利な起債の活用などにより公債費の抑制に努める。
- ・下水道事業については平成20年度完了予定であるが、起債償還が増加しており、基金取崩しや資本費平準化債の活用等により繰出金の抑制を図る。
- ・病院事業についても起債償還が増加しており、また、経営状況も悪化しているが、経営健全化対策に取り組むことにより繰出金の抑制に努める。また、公債費抑制のため病院特例債の活用も検討する。

2 行財政改革の取組状況について

①事務事業の見直し

- ・各種団体補助金等について平成17年度に事業評価を行い事業内容を精査し10%削減。今後も、継続して事業評価を行い適正化を図る。
- ・各種委員報酬及び費用弁償の見直し。(平成18年度から継続実施中)
- ・職員等の旅費の見直し。(平成18年度から継続実施中)
- ・町税納期前納付報奨金の廃止。(平成18年度に実施)
- ・路線バスを町営バスに移行。(平成18年度に実施)
- ・韓国楊口郡への職員派遣を隔年とするなど、交流事業の縮小。(平成18年度から継続実施中、職員派遣については平成19年度より休止中)

②組織等の見直し

- ・事務補助者の削減、賃金単価の見直し。(平成18年度から継続実施中)
- ・町立保育園4園を2園に統合。(平成19年に実施)
- ・在宅介護支援センターを廃止し、包括支援センターを新設。(平成18年度に実施)
- ・居宅介護サービスセンターを廃止し、事業を町社会福祉協議会に委託。(平成18年度実施)
- ・訪問介護ステーションを廃止し、病院事業の直営とした。(平成18年度実施)

③定員、給与の適正化

- ・退職者不補充を原則とした職員数削減。(平成18年度3人、平成19年度13人、平成20年度2人)
- ・特別職の報酬削減。(町長30%、副町長20%、教育長20%、いずれも平成16年10月から継続中)
- ・職員給与の削減。

平成17年4月～平成18年3月 15.0%(現業職については平成17年7月～平成18年3月)

平成18年4月～平成19年3月 12.5%～14.5%

平成19年4月～平成20年3月 10.5%～14.0%

平成20年4月～ 5.0%～9.5%

・特別昇給の廃止等給与の適正化。(平成18年度より継続実施中)

④職員の能力開発

・県による自治研修、国等の各種研修を積極的に活用し職員の能力開発に努めている。

・政策法務能力向上のため、県の法制担当部署に職員を研修派遣。(平成20年度)

⑤行政サービスの見直し

・施設使用料の見直し。(平成18年度実施)

⑥指定管理者制度の導入

・6施設(事業)について平成18年4月に導入。

・指定期間が満了する施設について指定管理制度の継続を原則として検討を行うとともに、他施設の指定管理についても検討を進める。

⑦その他

・平成17年度末643百万円であった基金残高が、平成19年度末には947百万円となった。今後については、現状維持を目標とする。

・平成17年5月に「智頭町滞納整理対策本部」を設置し、徴収効率の向上、法的手続きの実施等滞納金徴収体制の強化を推進している。

・遊休土地の売却、町有林間伐材の売却、古紙売却等歳入確保のための取り組みを推進している。

3 公債費負担適正化計画について

(1)策定方針

・公債費は平成19年度をピークに減少傾向にあるが、今後も高水準に推移する見込みであり新規発行を極力抑制する。

・新規大型事業については原則実施しないこととするが、実施する場合は基金の取り崩しにより極力起債を控える。

・新規発行起債については、県営事業負担金、地方道路整備臨時交付金事業等継続事業のみとする。

・計画の目標

実質公債費比率を5年以内に18%未満に抑制し、計画最終年度(平成26年度)には15.6%まで抑制する。

(2)実施状況

(3)標準財政規模の試算の考え方

・地方税、地方交付税の現状確保は厳しい状況にあるが、本計画においては標準税収入額、普通交付税額とも計画策定年度の前年度と同額で試算した。

・臨時財政対策債については、平成20年度と平成19年度の比率0.9366を各年度の対前年比として試算した。

(4)推計表

○別紙参考様式1 <既往債等に基づく実質公債費負担の将来推計>

○別紙参考様式3 <新発債等に基づく実質公債費負担の将来推計>

○別紙参考様式4 <既往債等と新発債等の合計に基づく実質公債費負担の将来推計>

(5)議会及び住民にコンセンサスを得るための方策

・議会に対しては、計画書の提出と計画内容について説明を行う。

・町報及びホームページに掲載する。また、各種住民説明会等の場を活用し説明を行う。

公債費負担適正化計画

<既往債等に基づく実質公債費負担の将来推計>

団体名: 智頭町

(決裁者: 智頭町長 寺谷誠一郎)

(決裁日: 平成20年8月29日)

※各団体の事情に応じて、7年度以内であっても、7年度を超えて別の期間で定めることも差し支えない。

(単位: 千円)

	計画策定年度の 前年度 (平成19年度)	計画策定年度 (平成20年度)	第2年度 (平成21年度)	第3年度 (平成22年度)	第4年度 (平成23年度)	第5年度 (平成24年度)	第6年度 (平成25年度)	第7年度 (平成26年度)	第8年度 (平成 年度)	第9年度 (平成 年度)	第10年度 (平成 年度)	第11年度 (平成 年度)
① 公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	822,270	777,960	757,865	666,894	584,543	572,240	538,919	503,283				
② ①で控除した「借換債」に係る公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0				
③ 満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等(別紙参考様式2「⑩」欄の数値を転記)	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	393,217	431,825	605,745	604,554	598,912	585,940	590,037	569,571				
⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	57,020	79,204	55,617	52,293	45,170	28,789	14,482	6,647				
⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	0	0	0	0	0	0	0	0				
⑦ 一時借入金の利子	0	0	0	0	0	0	0	0				
⑧ 地方債に係る元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額	545,507	597,636	670,983	557,851	550,635	539,566	524,903	504,385				
⑨ 準元利償還金に要する経費として基準財政需要額に算入された額	239,678	245,083	353,155	338,049	324,778	306,234	306,179	289,748				
⑩ 標準財政規模	3,270,497	3,260,252	3,250,656	3,241,667	3,223,248	3,225,362	3,217,976	3,211,058				

※当該年度発行予定の起債は既往債に含めること。

⑪ 実質公債費比率(単年度)	19.6%	18.5%	17.7%	18.2%	15.0%	14.3%	13.1%	11.8%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
⑪' 実質公債費比率(3ヶ年度の平均)		19.7%	19.5%	18.6%	18.1%	17.0%	15.8%	14.1%	13.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

<新発債等に基づく実質公債費負担の将来推計>

1 推 計 表

※各団体の事情に応じて、7年度以内であっても、7年度を超えて別の期間で定めることも差し支えない。

(単位:千円)

	計画策定年度の 前年度 (平成19年度)	計画策定年度 (平成20年度)	第2年度 (平成21年度)	第3年度 (平成22年度)	第4年度 (平成23年度)	第5年度 (平成24年度)	第6年度 (平成25年度)	第7年度 (平成26年度)	第8年度 (平成 年度)	第9年度 (平成 年度)	第10年度 (平成 年度)	第11年度 (平成 年度)
① 公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)			0	3,449	6,931	10,102	22,377	31,549				
② ①で控除した「借換債」に係る公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)												
③ 満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等(別紙参考様式2「①」欄の数値を転記)												
④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金			▲121,474	▲110,035	▲86,498	▲68,151	▲65,983	▲49,306				
⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金												
⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの												
⑦ 一時借入金の利子												
⑧ 地方債に係る元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額			0	370	448	456	2,161	2,169				
⑨ 準元利償還金に要する経費として基準財政需要額に算入された額			▲112,350	▲110,177	▲104,457	▲92,754	▲94,926	▲84,227				
⑩ 標準財政規模			▲109,498	▲104,639	▲96,409	▲82,354	▲82,323	▲69,560				

※ 新発債についての額を記入すること。

※ ⑩標準財政規模の欄には、新発債に伴い増加する額(公債費又は事業費補正若しくは密度補正に算入されることにより、増加する交付税相当額)を記入すること。

※ 発行済の起債及び当該年度に発行予定の起債は既往債[別紙参考様式1]に含め、その年度の欄に斜線を記入すること。

当該年度起債予定額に係る公債費負担の数値は別紙参考様式1に含め

2 今後の起債予定額

(単位:千円)

	計画策定年度の 前年度 (平成19年度)	計画策定年度 (平成20年度)	第2年度 (平成21年度)	第3年度 (平成22年度)	第4年度 (平成23年度)	第5年度 (平成24年度)	第6年度 (平成25年度)	第7年度 (平成26年度)	第8年度 (平成 年度)	第9年度 (平成 年度)	第10年度 (平成 年度)	第11年度 (平成 年度)
一般公共事業債		17,800	0	0	0	0	0	0				
臨時地方道整備事業債		1,400	2,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400				
過疎債		136,900	24,300	0	0	0	0	0				
下水道債		72,800	0	0	0	0	0	0				
臨時財政対策債		151,000	141,000	132,000	124,000	116,000	109,000	102,000				
資本費平準化債		210,200	224,800	224,400	217,000	197,500	205,400	187,700				
合 計		590,100	392,500	357,800	342,400	314,900	315,800	291,100	0	0	0	0
〔一部事務組合等分〕												
○○○債												
○○○債												
合 計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 既に発行済の年度は記載不要(斜線を記入すること)。

＜既往債等と新発債等の合計に基づく実質公債費負担の将来推計＞

1 推 計 表

※各団体の事情に応じて、7年度以内であっても、7年度を超えて別の期間で定めることも差し支えない。

(単位：千円)

	計画策定年度の 前年度 (平成19年度)	計画策定年度 (平成20年度)	第2年度 (平成21年度)	第3年度 (平成22年度)	第4年度 (平成23年度)	第5年度 (平成24年度)	第6年度 (平成25年度)	第7年度 (平成26年度)	第8年度 (平成 年度)	第9年度 (平成 年度)	第10年度 (平成 年度)	第11年度 (平成 年度)
① 公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	822,270	777,960	757,865	670,343	591,474	582,342	561,296	534,832	0	0	0	0
② ①で控除した「借換債」に係る公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等(別紙参考様式2「①」欄の数値を転記)	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	393,217	431,825	484,271	494,519	512,414	517,789	524,054	520,265	0	0	0	0
⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	57,020	79,204	55,617	52,293	45,170	28,789	14,482	6,647	0	0	0	0
⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 一時借入金の利子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧ 地方債に係る元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額	545,507	597,636	670,983	558,221	551,083	540,022	527,064	506,554	0	0	0	0
⑨ 準元利償還金に要する経費として基準財政需要額に算入された額	239,678	245,083	240,805	227,872	220,321	213,480	211,253	205,521	0	0	0	0
⑩ 標準財政規模	3,270,497	3,260,252	3,141,158	3,137,028	3,126,839	3,143,008	3,135,653	3,141,498	0	0	0	0

⑪ 実質公債費比率(単年度)	19.6%	18.5%	17.3%	18.3%	16.0%	15.7%	15.1%	14.4%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
⑫ 実質公債費比率(3ヶ年度の平均)		19.7%	19.5%	18.4%	18.0%	17.2%	16.6%	15.6%	15.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

※ 別紙参考様式1と様式3の合計

【参考】 計画策定時における実質公債費比率(3か年度の平均) (計画策定年度：平成 年度)		19.7%	19.5%	18.4%	18.0%	17.2%	16.6%	15.6%				
---	--	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--	--	--	--

【参考】 各計画年度末地方債現在高	5,655,228	5,006,250	4,802,732	3,755,768	3,233,189	2,723,623	2,234,925	1,775,444				
----------------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	--	--	--	--

2 地方債現在高に占める主な事業

事業名	事業年度	発行地方債	借入年度	発行額	当年度末残高	最終償還年度	
保健・医療・福祉総合センター建設事業	H13～H16	過疎債	H13～H16	1,574,500	861,875	H28	県道事業負担金・県営林道事業負担金含む
地方特定道路事業、ふるさと農道・林道整備事業	H7～H13	臨時地方道路整備事業債	H7～H13	1,115,200	758,219	H34	
駅南団地建設事業	H6～H8	公営住宅建設事業債	H6～H8	301,000	183,067	H33	
田園空間整備事業	H12～H15	過疎債	H12～H16	217,600	153,705	H28	
山郷小学校改築事業	H8～H10	義務教育施設整備事業債	H8～H10	252,300	140,276	H30	県道事業負担金含む
石谷家住宅整備事業	H11	地域総合整備事業債	H11	394,800	87,738	H22	
町道天神線改良事業他	H12～H17	臨時地方道路整備事業債	H13～H18	94,400	87,572	H33	
町道福原線新設事業	H13～H16	過疎債	H14～H16	94,700	78,908	H28	
町道沖ノ山線改良事業	H12～H14	過疎債	H13～H14	92,000	64,913	H27	
町道関屋黒本線改良事業	H12～H16	過疎債	H13～H16	74,300	59,596	H28	

3 今後の地方債発行等に係る方針

① 地方債の新規発行

(今後の方針、考え方を具体的に記載すること。参考となる資料があれば添付すること。)

※ 地方債残高、公債費等の動向など実質公債費比率が高くなっている要因と今後の推移、又今後の事業計画を踏まえた起債発行、抑制の考え方を数値を盛り込むなどして記載してください。

現在の財政状況を勘案すると臨時財政対策債の活用は今後も必要と考えている。本年度新規に着手した臨時交付金道路整備事業、継続事業の消防ポンプ更新事業及び除雪機整備事業については過疎債の適用となる平成21年度までは過疎債を活用して継続を予定している。また、資本費平準化債については、下水道事業繰出金抑制のため活用することが必要である。なお、新規発行に当たっては極力過疎債等有利な起債の活用を図るとともに、事業の必要性を十分に検討したうえで発行することとしている。

② その他

今後の新規発行地方債については、借入方法、借入先等を十分検討したうえで発行するものとする。
資本費平準化債については、基金の取崩し等により極力発行額の抑制を図ることとする。

4 計画期間中における実質公債費比率の適正管理のための方策

① 借換債の発行

(具体的に記載すること。参考となる資料があれば添付すること。)

※ 借換債の検討や発行の考え方、又発行量とその効果等を記載してください。

借換債の可能な地方債についても安易に発行は行わず、減債基金の活用を図るなど可能な限り地方債の縮減に努める。

② 地方公営企業への繰出金

(具体的に記載すること。参考となる資料があれば添付すること。)

※ 今後の公営企業の事業計画と起債の発行量の考え方、又料金収入の確保等、経営改善策を踏まえた上で繰出金を抑制していくための方策について記載してください。

公営企業健全化計画を基本に繰出しを行うこととしているが、各公営企業の経営状況を検討したうえで経営状況の改善を指導し、繰出金を抑制する。

③ 一部事務組合等への補助金又は負担金

(具体的に記載すること。参考となる資料があれば添付すること。)

※ 一部事務組合等の今後の事業計画を踏まえた負担金の見直し等を含めて、記載してください。

鳥取県東部広域行政管理組合及び八頭環境施設組合に負担を行っている。負担金については、それぞれの組合で決定された額でありいずれも減少傾向にある。

④ その他

5 一部事務組合等に係る様式3及び上記3①、③についての当該組合等との協議
(協議の時期とその内容)

既往債については組合の償還計画に基づき負担額を推計している。新規事業については、事業の必要性、規模、負担割合について事前に協議がなされているところであり、構成市町村と十分協議をしたうえで事業に取り組むこととしている。